

動物人格化にみる農業文明を征服する秦帝国の原理

—龍崗秦簡の動物管理律令を中心として—

馬 彪

はじめに

- 一 龍崗秦簡にみる秦代農-牧境界文明
- 二 牧畜・狩猟を重視する動物管理律
- 三 農耕・遊牧両立からの「耕戦」国策
- 四 動物を人格化する秦律の特徴と意義
- 五 中国古代農-牧境界文明の歴史的地位

おわりに

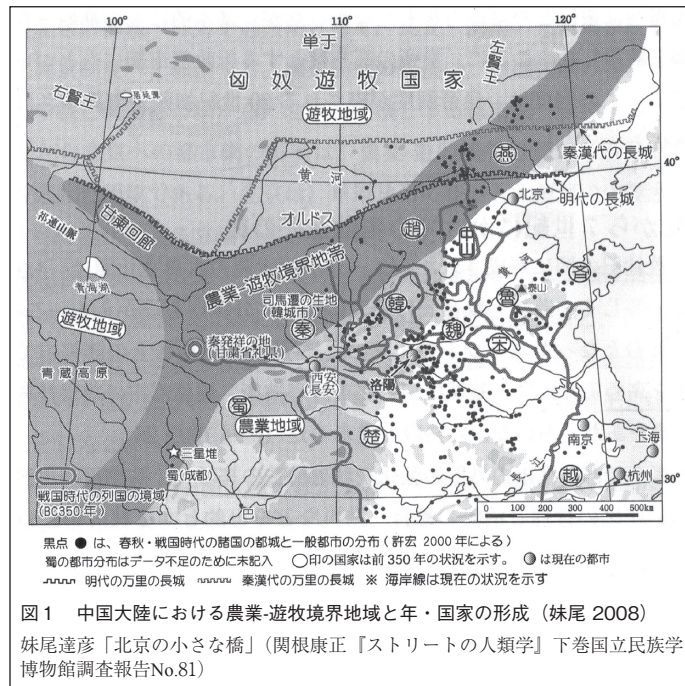
はじめに

前221年西方後進国とみられる秦国は先進国である東方六国を次々と倒し、ついに中国全土を占領し、五百年以上分裂していた春秋・戦国の中国を改めて統一した。この統一は中国史だけではなく、当時の世界史にも多大な影響を与えたといっても過言ではないだろう。しかし、なぜ秦国は一国の力で六国に勝利したか。先行研究においては主に秦国の地勢の有利性や軍事力の強さ、農業の発達、法家政策の実行などの要因を追究した¹が、本稿では龍崗秦簡にみる禁苑に関する動物律令に基づき、農業-遊牧境界²（図1）文明の優位性によって戦国時代の秦国は農業文明が中心であった東方六国に勝利し、統一を成し遂げる秦帝国を生み出したという古代帝国の形成原理を

¹ 秦国の東方六国に勝利した要因は漢代から学者達が重視してきた課題である。現代人の考えで代表的な説は、例えば、呂思勉氏は攻撃と防御とも有利な地勢や強い軍事勢力、土地資源の豊富、法家の政策などをあげた（上海古籍出版社『先秦史』1982年 p 242を参照）。また、『劍橋中国秦漢史』に地理的原因として賈誼にいう「秦の地は山を被り[黄]河を帯び、以て固めと為す」をあげ、また農業と灌溉、軍事技術、武徳の崇尚、華夏伝統の脱出、外人人材の任用、支配者の長寿、法律行政の完備などの諸要因をまとめた（中国社会科学出版社1992年版 p 61-68を参照）。

² 「農業-遊牧境界」とは妹尾達彦氏が造った言葉であり、その意味について氏が以下のように説明した。「[農業-遊牧境界地帯]とは、筆者の造語であり、農耕地域と遊牧地域の境界地帯のことを意味する。農牧複合地帯とも、農牧接壤地帯、半農半牧地帯、農牧交界地帯ともよばれる、農業と遊牧・牧畜が複合する文化圏をなす地帯をさしている。生態系でいえば、生態環境の過渡地帯、ないし推移帯（エコトーン）である。」とある（『農業-遊牧境界地帯と隋唐長安城』、中央大学文学部東洋史学研究室『都市と環境の歴史学』第2集 p 249）。

明らかにしたい。



一 龍崗秦簡にみる秦代農-牧境界文明

1 中国における農-牧境界地帯と秦文明

中国の農-牧境界地帯とは中国の北東から西南まで斜めに貫通している農耕地域と遊牧地域の境界地帯のことを意味する。それは農業と遊牧・牧畜が複合する文化地帯を指している（図2）。実は、この地帯は中華文明形成史の立場からみると極めて重要な文明の誕生地帯であり、戦国時代の秦国はちょうど当該地帯に位置し、当時の東方六国を対峙した態勢（図3）となったことは、後に西方の秦国が東方列強に勝ち統一の秦帝国を創り上げた一要因だと筆者は龍崗秦簡にみる動物管理法典を考証した上で提出したい。

そもそも「秦」字は午（杵）、収（両手）、禾の構成要素をもつ会意字で、もと打穀を意味する字であろう³。『説文解字』に「伯翁の後の封ぜられし所の國なり。地、禾に宜（よろ）し」と国名に解釈する。秦国は農業によるしく土地を占めることを証明する。秦族の族源については従来「西戎説」と「東夷説」の両説がある。「西戎説」

³ 白川静『白川静著作集』第二巻「漢字」Ⅱ、第十章「生産と技術」p 323を参照。

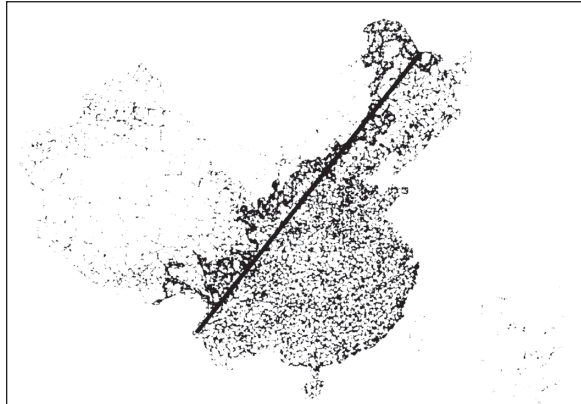


図2 中国の北東から西南まで斜めに貫通する農-牧境界地帯（張建春等「中国農牧交錯帯界定的現状及進展」『草業科学』第25巻3期、3/2008の図2「基于GIS中国農牧交錯帯地理分布（現在）」に基づく）

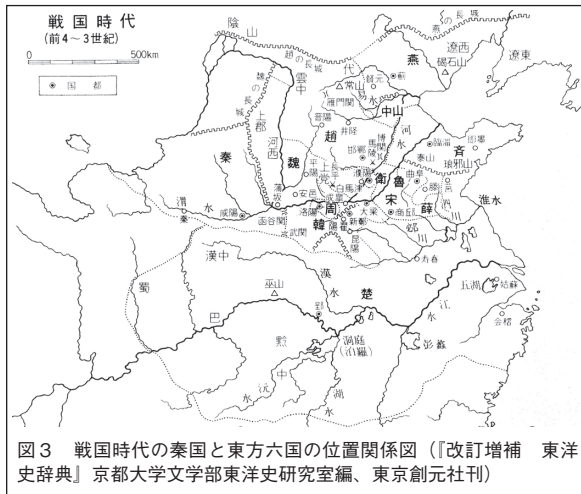


図3 戦国時代の秦国と東方六国の位置関係図（『改訂増補 東洋史辞典』京都大学文学部東洋史研究室編、東京創元社刊）

は春秋戦国以来の秦墓の「屈肢葬式」が西戎族と同じ、又「西首葬式」に族源は西方にあったかと推測する。「東夷説」は文献記録によって、秦族の先祖の「玄鳥降生」の伝説と殷族・東夷と同じ。「嬴」姓氏族の殆どは東方の族。『史記』の記したのは秦の先祖は「顓頊」（河南）「少昊」（山東）である。おそらく最初には東夷族だったが、のちに西戎族に変身したと考えられるだろう⁴。なぜ秦族は農業を詳しい戎族となった史的な原因はいろいろがあるかもしれないが、その特徴を生み出した農-牧境界地帯は要因の一つであると主張したい。

⁴ 白寿彝総主編、徐喜辰・斯維至・楊釗主編『中国通史』第三巻、上古時代（下冊）に「我們懷疑秦、趙原来都是殷商玄鳥圖騰的支族，大約是在商周興亡之際，他們乃由東方沿海遷徙到了西北黃土高原，因而與當地的戎羌等族雜居混合一起。因此蒙文通認為秦是戎族，近人則認為秦是殷商之後或東夷部落。二說可能是各對一半。」とある。

したがって、全国を統一する前の秦国は農業と牧業とも発達した特徴にしたがって、農-牧境界地帯に位置する戦国秦と農業文明の東方六国との関係について再認識する必要があると考えている。

2 龍崗秦簡動物律令にみる農-牧境界文明

龍崗秦簡は1989年に中国湖北省雲夢県楚王城遺跡に位置する龍崗という台地で出土したものである。遺跡の所在地としての楚王城は戦国の楚地であったがBC278に秦の将軍白起によって占領したところとなった。故に、その遺跡で1975年に有名な雲夢睡虎地秦簡が出土されたあと龍崗秦簡が発見された。前者は戦国時代秦国の法律であり、後者は統一秦朝の法律であるので、両者を合わせて検討すれば秦国から秦朝までの秦律によって秦文明や秦帝国の形成史について一層明らかにすることができるはずである。

龍崗秦簡の283番号簡の中で60余りは動物管理に関する律令であり、通観すれば分かるように、それらの律令文はほとんど牧畜・狩猟・農業に直接関係があるものである。まさに秦国、ないし秦朝の農-牧境界文明を検討する一級史料といえる。

ここで当該簡文にみる動物と狩猟、動物と農業、動物と人間という三つの面に分けて考証し、秦朝の農-牧境界文明の特徴を分析し、秦帝国をめぐって中国古代帝国が成立する原理を論じるという新視点を切り開きたい。

二 牧畜・狩猟を重視する動物管理律

1 馬牛等の大型牧畜の管理

馬牛とは人類文明に最も貢献する動物であるかもしれない。馬と牛とも古代文明における交通・交換・交戦において最も発達した道具であっただろう。中国には「木牛流馬」という発明があり、一体伝説に過ぎないのかそれとも事実かという問題は除き、古代中国文明の発達を反映するだけでなく、そのなかに遊牧文明から農業文明に影響を与えたルートも見ることができるはずである。初めの機械馬についての記載は後漢時代王充『論衡』に春秋魯国の魯班が作った木馬は「機関具備、一駆不還。」と書いた。また(晋)陳寿『三国志』蜀志の諸葛亮伝に「亮性長于巧思、損益連弩、木牛流馬、皆出其意。」とある。現代人には「木牛流馬」の実在性について信じない方も信じたい方もあり、前者は例えば歴史学泰斗の范文蘭氏が木牛流馬というのは北方地方で日常的に使っていた一輪車だろうという説が有力であったが、出土した画像石に現れている一輪車は漢代すでに普通の運搬道具となったのに、諸葛亮がわざわざ発明

したいと考えた程ではないだろうと、筆者は范氏の結論に疑問を抱く。後者は特に近年民間人発明者達が粘り強く色々な実験をしているが、納得できる成果が出るまでもう少し時間がかかりそうである。

魯班とは魯般（公孫般）ともいい、春秋時代の実人物であると言っても、後漢における王充が言った理想化した魯班とは違うだろう。『論衡』に描いた機械馬はむしろ後漢時代の人間が期待している「馬」だろう。陳寿は晋時代の人間であり、『三国志』蜀志の諸葛亮伝に書いたものは彼の史料としての記載であるので諸葛亮の「意」によって「木牛流馬」を造ろうとしたことは事実だろう。つまり、後漢時代に本当に「木牛流馬」を発明できたかどうかより、中国古代末期に至って人々は馬・牛をより一層頼りにしたことは事実といえるだろう。それほど馬牛を大切にしている認識がいつから芽生えたのかという課題を探究するには、秦朝における馬牛に関する動物管理法は見逃すことが決してできない史料であると考えている。

龍崗秦簡における馬牛管理の律令をみてみよう。

簡103-109に「諸馬・牛到所、毋敢穿穿及置它機、敢穿穿及置它【機】能害人馬・牛者雖未有殺傷毆（也）、貲二甲。殺傷馬、與為盜。【殺】人、黥為城旦舂。傷人、贖耐。」とある。およそ馬や牛が来る場所には、いずれも落とし穴を掘ってはならない。落とし穴を掘る、及び他の罫で人や馬や牛に危害を加えうるものを置けば、殺傷することがなかったとしても、貲として二甲を罰する。馬や牛を殺傷したら、盗と同じく罰する。人を殺せば棄市。人に傷を負わせたら、完城旦舂とする。

簡114に「盜牧者與同罪」とあり、ひそかに放牧すれば同じく（盗）罪と論じるような律令がある。

簡115に「盜馬・牛歸□（之）」とあり、盗んだ馬・牛を返還すれば（軽く罰する？）というような律文である。

従って、秦朝の時代、馬牛に加害すれば法律上厳しく処罰されていたことは明らかと考えられる。また、このような律令は漢代の律にも全く同じものを発見した⁵ので、秦国や秦朝の作った馬牛に関する法律は漢代に直接影響を与えたことを証明できる。

2 公的な牧畜・牧場及び狩猟に関する律

龍崗秦簡に牧畜・牧場及び狩猟に関するものが多くみられる。

簡112に「亡馬牛駒犢【羔】、馬牛駒犢【羔】皮及□皆入禁□□（官）□□」とある。馬・牛・駒・犢・羔を亡くさば、亡した馬・牛・駒・犢・羔の皮及び□を、禁苑の

⁵ 「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」（『文物』1985年第1期）を参照。

係に納入する律文である。

似たようなものは『睡虎地秦簡』にもあり、例えば田律に「将牧公馬牛、馬〔牛〕死者、亟謁死所縣、縣亟診而入之、其入之其弗亟而令敗者、令以其未敗直償之……其大廩、中廩、官廩馬牛也、以其筋・革・角及其價錢效、其人詣其官。」とある。

これは統一する前、戦国秦国の法律であるが、龍崗秦簡の簡112はこの律の延長線上にあるものだろう。換言すれば、秦国にずっとあった国有牧畜を重視する国策は秦朝になってから少なくとも南方地方にあたる楚地にも拡大した。しかも、その律によって牧畜の死亡に対して厳密な検診や責任者の処罰制度がすでに存在したことは疑う余地がない。特に注目すべきなのは『睡虎地秦簡』において秦国の公馬牛を「大廩」「中廩」「官廩」などの専用の牧場だけでなく、各県の公的な土地で「牧公馬牛」する牧場もあった。そして、秦国における国有牧場の設ける制と各地方の流動牧場制が漢朝の牧畜制度になったことも明らかである。いわば「漢承秦制」という史実のなかで、戦国秦や統一秦朝において発達した牧畜産業が後の漢朝や漢匈政策などに影響を及ぼしたことは無視できないだろう。

牧場に関連するのは、龍崗秦簡における狩猟場に関する律令にもある。その律によって公的な土地には数多くの狩猟場があると考えられる。例えば簡119に

「而輿軌(?)疾毆(駆)入之、其未能桃(逃)、亟散離(?)之、唯毋令獸□□」とある。これは、輿は速く駆けさせてこれに追い入れ、逃げられないうちに獣は速やかに分離して、決して獣に□□させてはならないという意味である。

これと似たような内容は『睡虎地秦簡』の「公車司馬獵律」にもある。

「・射虎車二乘為曹。虎未越泛藪、從之、虎環(還)、貲一甲。虎失(佚)、不得、車貲一甲。虎欲犯、徒出射之、弗得、貲一甲。」とある。

この律は陳治国氏の解釈によって「虎がまだ山や林によって遠くに離れぬうちに追跡して取る。虎が山や林に逃げれば、一甲を罰す。虎が逃げれてしまったら車ごと一甲を罰す。」⁶とある。

龍崗秦簡や睡虎地秦簡における皇帝または国王が兵士を引いて狩猟する際の律によって、当時の狩猟場の実状を知ることができる珍しい史料である。禁苑施設の一部とみられる狩猟場は古代帝王たちが祭祀または軍事訓練をする重要な機能を果たす場所である。

⁶ 陳治国「睡虎地秦簡中『泛藪』及公車司馬獵律新解」、『中國歷史文物』2006年第5期(武漢大学簡帛網http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=779に転載)に「在虎還沒有遠離山林之前就加以追逐、使虎逃回山林、罰一甲。虎逃走、沒有獵獲、每車罰一甲。」と解釈した。

3 馳道・驛道の交通ネットワーク

龍崗秦簡にみられる秦朝馳道に関する管理律令は最も古い史料である。簡54に「敢行馳道中者、皆遷（遷）之、其騎及以乘車・軺車□」とある。

（敢えて馳道中を行く者は、皆これを流刑にし、騎乗及び乗車・軺車・牛・牛車・軺車で馳道を行けば、また、その車馬牛を県・道の官に没収する。県・道の官……）

189簡に、「騎作乘輿御、騎馬於它馳道、若吏【徒】□」とある。

（騎馬用の馬が乗輿用の馬として使用され、他の馳道で騎馬すれば、吏と徒のように……）

63・64簡に「□有行馳□道中而弗得、貲官畜□」とある。

（馳道に（侵入者）入ったことに気付かなければ官の畜夫を貲刑とする。）

87簡に「□□絶行【馳】□」（馳道を横断する）とある。

そして、なにより初めて馳道の空間構造が分かる珍しい史料が現れ、それは馳道を挟んでいる二本の驛道もある新しい史料である。簡60に

「及奴（驛）道絶馳道、馳道與奴（驛）道同門・橋及限（？）□」とある。

その「驛道に至って馳道を渡り、馳道と驛道は門や橋や……を同じくす」という律文は一部の闕文があっても馳道と驛道との位置関係をあらわす重要な史料である。

そしてやはり「馳道」は現代の高速道であり、「驛道」は一般道であろう⁷。そこで特に考えるべきなのは、なぜ「馳道」「驛道」というように「馬」のスピードで道を創るかという問題である。答えは恐らく色々あると思うが、これこそ馬に詳しい秦文明の産物だと思う。このような中国史に大きな影響を残した動きは馬牛などの大型牧畜を大事にする農-牧境界文明に関係ないとは言い難いが、少なくとも秦朝が馳道や驛道のような全国の交通ネットワークを作ってから、中国人の交通や交換や交流などへの認識も変わったのではないか。なぜなら戦争だけではなく、平和時代である秦朝の道路（軌道）や度量衡や文字を統一したのは、すべて新しい時代の新型交通・交換・交流などと繋がっているのではないか。

つまり、遊牧文明の要素は農業文明に浸透した結果だといいいながら、秦という農-牧境界文明が遊牧文明と農業文明に橋をかけ、仲介的役割を果たしたことは無視できないといえる。

⁷ 詳しい考証は拙作の「出土文字による馳道の考察－龍崗秦簡の「奴道」「甬道」「馳道」をめぐって－」（『日本秦漢史学会会報』第10号 2010年3月）を参照。

三 農業・遊牧両立からの「耕戦」国策

龍崗秦簡は禁苑に関わるものであり、よく動物管理の律令がある。類別すると大体禁苑内外における動物について言及している。

1 苑囿の珍禽異獣

囿とは『説文』に「苑に垣有るなり」とし、「一に曰く、禽獣には囿と曰ふ」とある。すなわち、囿は苑垣で囲まれて、林や池があり禽も獣も放養するところである。今日の動物園のようなところである。古典には「牧地」「滄池」「太液池」「虎圈」「狼圈」「走馬観」「蚕観」「白鹿観」「兎園」「鹿台」「犬台」「禽獸簿」など記載があり、闘獸場も記した。囿にいる動物は外に逃げれば、皇室財産の損失になるだけでなく、外側にある民間の穀物や人間を害する恐れもある。それを防ぐために秦律で様々な規定がみられる。龍崗秦簡で上述した39簡の「禁苑畜夫・吏數循行、垣有壞決獸道出、及見獸出在外、亟告縣。」以外、簡36に「風荼宵（突）出、或捕詣吏」とあり、沙丘禁苑にいる虎のような猛獣が逃げ出した場合はどのように捕らえて吏に送るかという意味である。

睡虎地秦簡にも似たような内容があり、それは「其近田恐獸及馬牛出食稼者」（禁苑の近くに耕田があり、獣及び馬牛が出て穀物を食べるおそれがある）という律である。

2 「堧」地と動物の禁獵律

禁苑の外側に設置する「堧」地（禁苑と民間土地の間に設ける隔離地帯）⁸には公の耕地や牧場、狩獵場などがあるはずである。特に注目すべきなのは堧地に関する律令の殆どは動物に関わるものであり、しかもみな「堧」地では禁獵するという大前題（基本的に禁苑の動物に損にならないように）のもと規定する規則だといえる。例えば、

簡34にある律令には十種類の動物を言及して、「取其豺・狼・獬（獾）・貉（貉）・狐・狸・穀・□・雉・兔者、毋（無）罪。」という。禁苑関連の禽獸捕獲禁止地域で、豺・狼・獬（獾）・貉（貉）・狐・狸・穀・雉・兔を捕獲しても罪としないという意である。

また、簡32に「諸取禁中豺狼者、毋（無）罪。」とあり、禁苑で豺・狼を捕獲しても罪としないという律である。

32簡と34簡を比べてみると、いずれも「豺狼」に関わる律であるが、やはり34簡に

⁸ 「堧」地については拙文「禁苑堧（堧）の空間構造とその由来－龍崗秦簡をめぐる検討－」（『山口大学文学会志』第61巻 2011年2月）を参照。

あらわれる豺狼以外の動物がいる場所は32簡にいう禁苑ではなく、禁苑の外側に設置する墾地であるとしか考えられない。そうしたら、禁苑でも墾地でも豺狼のような危険動物なら、人身安全のためにそれらを捕ってもよいが、なぜ墾地という場所では豺狼の他に多数の動物を捕ってよいという律令が必要なのかと問題が生じた。

実は、律令に現れるすべての捕っても「毋（無）罪」という動物をまとめて分析すると、以下の二種類しかない。

一つは牧畜を害する動物類である。「豺」「豺」「狐」「狸」などは犬科の肉食動物であり馬牛羊（特に馬牛羊の子）の天敵となるので、捕ってもよいという規定となる。

もう一つは「獠」「雉」「兔」などは植物に加害する動物であり、農産物や牧場の草などに損害を与えるので、捕っても違法行為とならない。

更に、これらの律令によってなぜ墾地にて守らなければならなかったのかという問題が考えられるだろう。言い換えれば、上述したように墾地では禁苑から逃げた動物の保護のため、原則的に禁猟となったのに、なぜ特別に捕ってもよい動物について名簿を出すほど律文を設ける必要があったか。それは墾地には公馬牛苑や皇室の狩猟場があり、国有山川池沢や公田などが存在したからである。つまり、牧畜を保護する一方で、国有山川池沢や公田なども大切にしている秦律動物法の特徴があるのではないかと提案したい。

3 「田律」にみる農耕及び狩猟の管理

秦律「田律」とは農田や田獵についての律であり、農-牧境界秦文明を代表する法典といえよう。その農田に関わる律は睡虎地秦簡「田律」に

「入頃芻藁、以其受田之数、無狼（壘）不狼（壘）、頃入芻三石、藁二石。芻自黄蘗及藨束以上皆受之程。入芻藁、相輸度、可毆（也）。」とあり、龍崗秦簡の120簡に「侵食道・千（阡）・郛（陌）、及斬入疇企（畦）、贖一甲。」とある。

前者は公田における実物租税に関する律であり、芻藁を納めるのは、授田の数を以て耕作したかどうかは関係なく、頃ごとに芻三石と藁二石を入れなければならない。また、芻は黄蘗や藨のものでも一束となれば、みな受け入れる。受け入れた芻と藁は互いに換算できるという規定である。農田の租税律であるが、牧畜の飼料となる芻と藁を納めることが詳しく規定されていることがわかった。

後者は耕作田に隣接する道路やあぜ道、他人の土地を自分の土地に取り込むとすれば、一甲の罰金を課すという律文である。

また、「田律」には狩猟に関する内容がみられる。

簡116に「廿四年正月甲寅以來、吏行田贏律（？）詐（詐）」とあり、「行田」とは

⁹ 中国文物研究所・湖北省文物考古研究所『龍崗秦簡』（中華書局2001年8月版）p109を参照。

『史記』にいう「行獵鳥獸」の「行獵」と読める⁹。律文は秦王政廿四年正月甲寅以来、吏は田獵を行って、律の規定を超えれば詐となるという意味である。

簡117に「田不從令者、論之如律。」とあり、田獵にして、令を守らなければ律によって罪を問うという律令である。

簡118に「非田時毆（也）、及田不□□坐」とあり、田獵の時期でないのに田獵して、及び田獵して□□をしなければ、□□罪に坐する意である。

4 農牧雑交文明による「耕戦」の勝利

戦国の秦国は西秦小国と呼ばれたが、なぜ東方の先進的な六国に勝ったか、その要因の一つは、「耕戦」という国策の成功である。実は「耕」と「戦」はやはり別ものである。

「耕」策を果たした所以は「徠民」策の実施に関係がある。すなわち授田制によって農耕文明的な東方国の農民を秦国へ誘い、著しく秦の農地面積を拡大した。その結果として、農業-牧業のバランスをしっかりとった理想的な古代文明を創出した。秦律「田律」にみられる「牧」「農」とも守る法律はさすがに秦国しかできないものであり、古代中国農-牧境界文明傑出の法典である。

「戦」策の成功は「軍功爵」制とともに果たした。戦争中に敵を殺傷する数で功勞を計算して爵を与え、また爵によって人口や土地を分配した。捕虜を含む人口の分配は秦の支配者が狩獵活動の規則を活かせるものであり、土地を授与する制度は東方六国の農耕文明に学んだ手法を国策にして、秦国として国有農地を広げることにより農業を重視する重要な政策の一環である。

戦国の秦国は小国から大国ないし強国になって、ようやく東方六国を征服して全国を統一し、古代中国大帝国を創出した史的な原因は多数あるかもしれないが、その独特な農業文明と遊牧文明を絶妙に融合した「耕戦」という国策の勝利は高く評価するべきだ。

四 動物を人格化する秦律の特徴と意義

1 動物管理者の責任制度

睡虎地秦簡に「今課縣・都官公服牛各一課、卒歲、十牛以上而三分一死、不〔盈〕十牛以下、及受服牛者卒歲死牛三以上、吏主者・徒食牛者及令・丞皆有罪。内史課縣、大（太）倉課都官及受服者。」とある。

この律にいうのは、今、県・都官を課すに、公の服牛は各々一課とし、卒歲、十牛

以上にして三分の一死し、十牛以下、及び服牛を受く者の卒歳死牛三以上を死せしむは、吏の主者・徒の牛に食す者及令・丞皆罪有らむ。内史は県を課し、太倉は都官及に服を受く者を課す、という規定である。つまり、牛のような牧畜管理に責任によって基層管理人から県・都官までの「課（はかる）」という審査制度があり、牛が死亡すればその数によって直接責任者や間接責任者とも「皆有罪」となる律の厳しさが窺える。

2 禽獣の捕殺への厳しい制限

龍崗秦簡に動物を狩猟することについて詳しく制限する律が多くあり、律令の詳しさは現代人を驚かせるほどである。獣を捕ることなのに、「取」「殺傷」「每殺」「弋射」「盜」など煩雑的な法律用語がみられる。例えば、

簡27「諸禁苑為^レ奐（塽）、去苑卅里、禁毋敢取^レ奐（塽）中獸、取者其罪與盜禁中〔同〕」にいう「取」とは捕獲する意である。

簡106簡「殺傷馬」にいう「殺傷」とは「殺」と「傷」の意味である。

簡28「諸禁苑有^レ奐（塽）者、□去奐（塽）廿里毋敢^レ每殺□…敢^レ每殺…」にいう「每殺」は軽率に殺すという意¹⁰である（謀殺するという説もある¹¹）。

簡30「時來鳥、黔首其欲^レ弋射^レ奐獸者勿禁。」にいう「弋射」とは、いぐるみで射る意である。

簡37「盜死獸直（値）買（價）以開（關）□」にいう「盜」は窃盜の意である。

また、動物に関わる処罰も色々ある。

例えば、上述した簡27または簡37の場合は「盜」罪となる。簡116「吏行田羸律（？）詐（詐）」のように吏は田獵を行って、律の規定を超えれば「詐」罪となる。

簡114「盜牧者與同罪。」にいうようにひそかに放牧すれば「盜」罪と同じくなる。

簡101に「馬・牛殺之、及亡之、當償而誅□□□□□□□□」とあり、馬牛を殺したり、逃がしたりすれば、弁償をして誅（せめ）るとするような罰金とせめる処罰にあたる。

簡102に「没入私馬牛〔羊〕〔駒〕犢羔縣道官。」とある。個人の馬・牛・羊・駒（こうま）・犢（こうし）・羔を県道官府が没収するように、没収の賞罰もある。

ここで感じたのは動物に対しての丁寧さ、または動物管理についての厳しさは、やはり単純な農耕民族ならできないのではないか。少なくとも後時代の唐律にはあまりみられない細かい律令であろう。

¹⁰ 「每殺」の「每」は「冒」と読む貪の意であり、『史記』伯夷列伝「索隱」に「每者、冒也、即貪冒之義。」とあるので、「每殺」はむさぼって殺す意である。

¹¹ 中国文物研究所・湖北省文物考古研究所『龍崗秦簡』（中華書局2001年8月版）p 83を参照。

3 動物を人格化する律令

龍崗秦簡における動物律令に度々、どんな動物を捕ってはいけぬか、何を捕っても無罪かというものが見られる。例えば、「勿敢擅殺」「毋敢每（冒）殺」「欲弋射兕獸者勿禁」「取禁中豺狼者，毋（無）罪」などのような法律用語を見れば、当時の律令は動物にたいする尊敬は人間への尊敬に負けていなく、その動物を人格化する観念がよく感じられる。

簡77-82に「黔首犬入禁苑中而不追獸及捕者勿□殺。其追獸及捕獸者殺之。」とある。百姓の犬は、禁苑の中に入っても禁苑の禽獸に迫ったり捕えたりしなければ、殺してはいけぬ。しかし、その犬が禽獸を捕えたりすれば殺してもよい。

簡23に「毘入禁苑中、勿敢擅殺。擅殺者□」とあり、撃して（畜産が）禁苑の中に入れば、決して勝手に殺してはならない。勝手に殺すれば…となる。

類似の律文は唐律にもみられる。例えば『唐律疏義』に「『畜産唐突』謂走逸入宮門。守衛不備者、杖一百。入宮城門、罪亦同。」とあり、もし牧畜が逃れて宮門に入ってしまったら、門の警備人に過失罪として「杖一百」の体罰をし、宮城門に同じことがあれば同じ罪となる。

庶民の家畜が禁苑・宮門のような立ち入り禁止となる場所に入ってしまったとしても暴れたら、要人や皇帝または苑圃に飼っている珍禽異獸に加害を与えると危険であるので、律令にはそのようなケースがあればどのように対応するか書いているのは当然である。

しかし、秦律に家畜が禁苑に乱入しても「勿敢擅殺」という律文は特に意味深いと思われる。なぜならば、いわゆる人間には極めて残酷に対応している秦律であるのに、動物にはむしろとても優しく感じられる。少なくとも唐律のように畜産が禁地に走逸すれば、事情を問わず単に処罰を論ずることと違い、秦律の動物に対する律の丁寧さがよく感じられる。

4 周秦帝王の巡狩にみる「天人合一」

『左伝』に「國之大事祀與戎」とあり、古代の君主が「政」をするのは戦争以外に、主なのは祭祀をすることである。周天子以来、「巡狩」という歴代の君主が各地における自然神を祭り回することは政治の伝統となった。『史記』封禪書に「天子祭天下之名山大川」というのはそれにあたる。周天子はかつて巡狩を以て天子と諸侯王と政治的な繋がりをと創った。秦の始皇帝は更に巡狩は主要な政治活動とし、しかもそれを日常化していた。

秦の始皇帝は統一した翌年（前220）から死ぬまでの前210まで10年間、5回も全国

各地方に巡行していた。秦朝の「政」事は大体巡行の途中で朝廷1/2の大臣を連れて実現した。

平均2年に1度、しかも毎回広い範囲を巡行した始皇帝は、そのときどこで仕事をしたかという、その場所は全国各地にある旧六国の残した場所を含め、数多くの禁苑（龍崗秦簡の禁苑律令はまさに第一級史料だといえる）である。禁苑とは始皇帝が政治活動をする場所だけではなく、彼が過労死となった最期の場所でもある。

始皇帝が夢中になった巡幸について歴代の学者からは様々な批判があり、あまり評価をされていないが、筆者は始皇帝が当時において人間と自然界をまだはっきり区別できない時代性をわかっていたうえで、彼は動物と植物（すなわち動物が生存する環境）などの自然諸神を祭れば、人間と自然界との共同体を維持できるというキーワードを知り、周天子から行ってきた巡狩の支配方法を継続し、彼が死ぬまで統一する秦帝国を維持したことは事実である。もちろん、西周朝と秦朝の間に中国古代文明は前期から後期まで色々な時代変遷があっても、西周と秦という二大古代帝国の成立史を探究すれば、いずれも農-牧境界地帯文明が東方農耕文明に勝利した中国古代文明の原理の真実を否定することはできないと考えられる。

五 中国古代農-牧境界文明の歴史的地位

1 西周・秦とも農・牧文明として成立した古代帝国

なぜ西周も秦も農-牧境界文明によってついに東方農耕文明国に勝って中国古代帝国となったかという問題はここで提出し、これから検討していきたい課題だといえるが、少なくとも夏・商のような農耕型古代文明王朝と比べたら、西周・秦が農-牧境界文明として創出した帝国は中国古代文明国家の繁栄期を代表したことは間違いない。

また、なぜ秦が全国を統一した戦争は先ず蜀（BC316に占領）に着手し、それから西楚（BC278）、韓（BC230）、趙（BC229）、魏（BC225）の順によって勢力を伸ばし、広がっていったかという問題を提出しておきたいが、少なくとも古蜀国や趙も農-牧境界文明地帯に居り、西楚や韓や魏などの国はその地帯に近いところに位置することも考えて、やはり戦国秦が何百年も執着していた「東進」という国策は具体的に実施したら自然に農-牧境界文明地帯内部の統一から周辺地域に浸透して最後に全土まで進路を辿ったことは決して偶然ではない。

2 「天人感応」説という分かれ目

漢代董仲舒の「天人感應」説は古代中国文明の発展の分かれ目だろう。筆者はこのように主張したい。なぜならば、この説が誕生するまでの中国文明はまだ人間は自然界の一員として、人類は自然と対等で、超自然神にしか頼っていなかった時代である。すなわち「天人合一」という時代であったので、農-牧境界地帯の斜線に立てば、斜線の南東は人間が龍や鳳という崇拜によって農作のために雨と風の順調を祈る地域であり、斜線の北西は虎や鹿など動物神の崇拜によって牧畜の繁殖を祈る游牧文明地域である。

中国古代文明におけるこの二大文明の間で貿易交換や道路交通、また交戦によってお互いに交流を果たしていた結果として中国古代文明が形成され発展した。時代は漢武帝の時代になってから董仲舒のような知識人によってこれまで人間と自然との間をどのように結んでいたか、その原理を探究する必要があるだったので、「天人感應」説を説いた。その後、人間力の強さがようやく現れてから、人間性を強調しはじめ、ついに人類は自然界の束縛から抜け出して超自然神以外に人間自身の中にカリスマがあるとされてきた人物（孔子や老子）が崇拜される宗教（儒教や道教）を創出した。そして古代文明が終わりを告げ、中国の秦漢帝国の幕も歴史的に降ろした。

3 秦文明が世界の古代東方帝国を立つ必然性

西方における小さな秦国であったが、その農耕文明と游牧文明の間の農-牧境界地帯に位置した立場があるのは戦国秦が東方農耕文明諸国に勝った重要な原因である。すなわち農耕文明の要素も、游牧文明の要素も持っていた優位性は、例えば交通も交戦も便利な二大文明間の交流に役割がある馬牛とそれに関する技術をよく把握し、秦が東方農耕文明諸国に勝った主な理由であると考えられる。

後の中世や近世に出る陸運と水運とも発達した時代とは違い、交戦を含む古代文明における交流は陸上運送の一方だけに傾いたので、勝算は殆ど騎馬民族の手に握られていたことは間違いない。しかし、騎馬民族は農耕民族から戦く勝利を得てもうまく支配できないのが殆どであり、匈奴と漢の戦いはその史例である。でも、なぜ同じ匈奴は秦の時代には特に害となっていなかったか。

理由は秦が農-牧境界地帯を占める優位性にある。秦国も秦帝国も別に匈奴に警戒心がないわけではなく、始皇帝が5回にわたって全国へ巡行した第一目的地は西北における匈奴と対峙している辺境地域である。その地域の安全を確保したあと東方農耕文明地域諸神を祭るために4回も巡行を行った。換言すれば、農耕民族が抵抗できない游牧民族に秦は抵抗ができて、游牧民族が支配できない農業地域をも秦は支配できた。これらの歴史的な事実となった原因は多数あるかもしれないが、本文に強調した

農-牧境界地帯における秦文明の優位性に関係がないとは言えないだろう。

つまり、農-牧境界的な秦文明だからこそ、古代遊牧文明と農耕文明の間に交流の掛け橋を造って、当時の西のローマ帝国に匹敵する秦帝国を創出し、東方文明の新紀元を切り開いた。

おわりに

以上のように本稿で龍崗秦簡にみる動物人格化によって農耕文明を征服する帝国原理を検討した結論をまとめよう。

1 秦朝における牧畜や禁苑動物などの空間分布が大体わかった。すなわち、国有山林川沢と国有農地の間に多数の国有あるいは公有牧場と狩猟場があり、また牧場は固定式がありながら遊動式もある。その他に全国各地方に旧戦国時代に残された各国の離宮別苑は一律に「禁苑」と呼ばれ、そのなかに今日の動物園のような苑圃で皇室所有の珍禽異獣が飼養されていた。これは本稿にいう農-牧境界地帯秦文明に基づいて出来て、しかも漢代に及んでも影響を与えた秦帝国の自然生態の風景であることを明らかにした。

2 秦律にみる牧畜や狩猟に関する動物律令から、秦朝における牧畜業の発達やその動物に対しての管理手段、また伝統的な人格化する動物観などは、秦朝が全国を統一してから馳道や直道など道路交通ネットワークの作りや郵便制度、ないし度量衡や文字の統一などにも関わったと論述した。

3 西の秦が小国から発達してついに東方六国を征服した要因の一つは「耕戦」という国策の役割であることを強調し、秦の「耕」とは農耕文明であり、秦の「戦」とは遊牧文明であるが、「耕戦」国策の成功は戦国秦がうまく農耕と遊牧という二大文明を合わせた結果といえる。また、秦律の「田律」にみる「牧」も「農」も保護することを大いに評価して、それはまさに古代中国農牧文明の優れた法典であると称した。

4 始皇帝の巡幸について歴代のマイナス批判に反して、始皇帝は当時人間と自然の間にある未分化的な古代文明の原理に従って、周天子の巡狩ルートを継承して、周朝も秦朝も動物人格化という伝統を発揮し、辺境遊牧地域と東方農耕地域における諸神とも祭りを行ったのは彼が全国をうまく統一させた重要な政治成果と高く評価するべきだと指摘した。

つまり、筆者は秦文明の検討によって中国古代文明の中に農-牧交错文明の史的な地位を認めようという重要課題を提出し、またこのような課題がはっきりと明らかに

なるときは始皇帝や秦帝国、中国古代文明の実像が分かれる日だろうと期待する。